

保険会社の国際事業展開と課税

—消費課税を中心に—

辻 美 枝

目次

1. はじめに
2. VATグルーピング制度
3. コストシェアリング非課税制度
4. 若干の検討
5. むすびにかえて

1. はじめに

企業は国境を跨いで事業展開するのに対して、課税は各国の主権に基づくためそこには厳然と国境が立ちはだかる。消費課税を国際ビジネスの観点から検討する際には、各国ごとに制度が異なること、そもそも「消費税」を課していない国があること¹⁾を念頭におかなければならない。保険会社は、規模の拡大およびコスト引下げを企図して合併や経営統合によるグループ化を進め、国際事業展開を加速している。保険取引のオンライン化や保険付随事業の分社化も国際レベルで進んでいるため、税制の違いによる税負担の多寡が保険会社グループの事業拠点または事業形態（本支店形態か子会社形態か）の選択につながり、国際競争上の問題を惹起する可能性がある。EUでは、単一市場を確固たるものにするためVAT（Value Added Tax）の共通化をはかり、このような課税上の問題解決に取り組んできた。

本稿が対象とする保険会社の消費課税上の問題のひとつに、保険取引が非課税取引であることによって仕入に係る消費税額が完全に控除できないという税の累積化の問題がある²⁾。EUのVAT指令³⁾では、税の累積化を緩和する方策として、VATグルーピング制度（11条）、コストシェアリング非課税制度（132条（1）（f））、オプション（課税選択）制度（137条）を採用している。ただし、保険取引に関しては、VAT指令において、加盟国が保険契約にVAT以

1) 増井良啓「米国のVAT導入論を読む」租税研究806号（2016）282頁以下。

2) 先行研究として、西山由美「金融セクターに対する消費税—非課税と仕入税額控除の不整合への対応」金子宏他編『租税法と市場』（有斐閣・2014）300-301頁。

3) Council Directive 2006/112/EC of 28 November 2006 on the common system of value added tax.

外の税(具体的には保険税(Insurance Premium Tax))を課すことを認めているため(401条)、オプション制度の対象とされていない。VATグルーピング制度およびコストシェアリング非課税制度はいずれもVAT適用上のグループ特例制度である。日本の法人税法は連結納税制度やグループ法人税制を有するが、消費税法にはそのようなグループで課税関係を捉える制度はない。消費課税上、企業グループを一体的に取り扱うことは、非課税取引が引き起こす課税上の弊害を緩和し租税中立性に資する。その一方で、制度の濫用による脱税や租税回避の誘因ともなりうる。

VAT指令の目的には、VAT制度の統一適用を通じて競争上のゆがみを排除することがある。しかし、保険・金融取引の発展に即応してVAT指令の改正が行われていないため、解釈・適用上の問題が生じ、競争上のゆがみの原因となりうる。EUでは、ここ数年の間で保険・金融サービスへのVATグルーピング制度およびコストシェアリング非課税制度の適用に関する重要なECJ判決が相次いでだされ、議論が重ねられている。

本稿では、保険会社の国際事業展開に伴う消費課税上の問題に焦点を置き、EUにおけるVATグルーピング制度およびコストシェアリング非課税制度をECJ判決を通じて概観・整理したうえで、日本における消費税法上の問題解決への道を探る⁴⁾。

2. VATグルーピング制度

2.1 概要

VAT指令上、課税事業者(taxable person)は、その活動の目的または結果に関わらず、独立して、あらゆる場所であらゆる経済活動を行うすべての者(person)をいう(VAT指令9条(1))。VATグルーピング制度はその例外であり、加盟国内で設立され、法的には独立しているが、財政的(financial)、経済的(economic)かつ組織的(organizational)な結びつきによって互いに密接に結合している者を単体の課税事業者とみなすことができる(VAT指令11条)。

このVATグルーピング制度は、1967年の第二次VAT指令のAnnexで課税事業者の定義の補足としてその概念に触れられているが⁵⁾、実際に規定として現在の形の基となったのは1977年

4) 本稿のテーマに関する先行研究として、VATグルーピングの問題に関して、Sebastian Pfeiffer, VAT Grouping from a European Perspective(2015)、保険・金融サービスの消費課税の問題に関して、Marta Papis-Almansa, Insurance in European VAT: Current and Preferred Treatment in the Light of the New Zealand and Australian GST Systems(2017)、R. Brederode & R. Krever eds., VAT and Financial Services : Comparative Law and Economic Perspectives(2017) など。

5) 当時の加盟国6カ国のうち、オランダの求めに応じて他の5カ国が合意する形で導入された(VAT Expert Group, VEG No 070 REV1, Paper on topic for discussion, Meaning of "financial, economic and organisational links" among VAT group members, taxud.c.1(2018)1668166, at 3)。

第6次指令⁶⁾においてである（第6次指令4条(4)⁷⁾。2006年には、VATグルーピング制度の実施によって不公平（unfair）が生じることを防ぐため租税回避防止規定が追加され⁸⁾、現在のVAT指令にも引き継がれている。

VATグルーピング制度の導入国は、2006年時点で13の加盟国であったが、2017年時点で16カ国（2019年導入のイタリアおよび今後導入予定のルクセンブルクを除く）が導入している⁹⁾。16カ国のうち、オーストリア・オランダ・ドイツの3カ国が要件を満たせばVATグルーピングを強制適用するのに対して、それ以外の加盟国はグループへの参加を企業の選択にゆだねている¹⁰⁾。また、スウェーデンとフィンランドは、VATグルーピングの適用範囲を金融機関に制限している¹¹⁾。

【第6次指令】4条(4)

各加盟国は、国内で設立され、法的には独立しているが、財政的、経済的かつ組織的結びつきによって互いに密接に結合している者を、単体の課税事業者とみなすことができる。

【VAT指令】11条

VAT委員会への諮問の後、各加盟国は、当該加盟国内で設立され、法的には独立しているが、財政的、経済的かつ組織的結びつきによって互いに密接に結合している者を、単体の課税事業者とみなすことができる。このオプションを行使する加盟国は、この規定の利用による脱税や租税回避を防ぐために必要なあらゆる措置を講じることができる。

2.2 制度の特徴

この制度の目的は、濫用（例えば、複数の課税事業者に事業を分割してそれぞれが課税便益を得ること）の防止と行政の簡素化（課税事業者のコンプライアンスコストの減少と課税庁の徴税コストの減少）にある。各課税事業者の「独立性」（independence）が単に法律上の技術

6) Sixth Council Directive 77/388/EEC of 17 May 1977 on the harmonization of the laws of the Member States relating to turnover taxes - Common system of value added tax: uniform basis of assessment.

7) Sebastian, *supra* note 4, at 16-20.

8) Council Directive 2006/69/EC of 24 July 2006 amending Directive 77/388/EEC as regards certain measures to simplify the procedure for charging value added tax and to assist in countering tax evasion or avoidance, and repealing certain Decisions granting derogations, Art.1.

9) VEGの資料によると、VATグルーピングの利用状況は、ベルギーでは2015年8月20日時点でVATグループが9421、グループ内に平均3つのメンバーがいるVATグループが2962、チェコではVATグループ（金融業会では約30）が216、平均4つのメンバーがいるグループが864、スウェーデンでは2014年5月の時点で153のVATグループが登録され（完全に課税事業である36グループを含む）、金融業以外が67であった。See VAT Expert Group, VEG No 047, Sub-Group on the topics for discussion: VAT grouping and judgement in case C-7/13, taxud.c.1(2015)3986774, 31 August 2015, at 13.

10) VAT Expert Group, *supra* note 5, at 5.

11) *Id.*, at 5.

的なものに過ぎない場合には、加盟国はそれらを別々の課税事業者とみなさず、VATグループを単体の課税事業者としてVATを適用することができる¹²⁾。そのため、VATグループは、経済的実質を法的形態よりも優先させる「擬制 (fiction)」であるとされる¹³⁾。VATグルーピングが適用されると、VATグループのメンバー間の取引がVAT適用上存在しなくなるため、VATの課税関係は、VATグループとグループ外の第三者との取引に基づくことになる¹⁴⁾。

VATグルーピング制度の適用の効果は、特に仕入税額控除権 (VAT指令168条) によって現れる。VATグループが完全な仕入税額控除権を有する課税事業者のみから構成される場合には、VATグループの利用による税収効果はVATグループを利用しない場合と変わらない。しかし、仕入税額控除権を有しない課税事業者または部分的控除権を有する課税事業者 (例えば非課税取引を行う保険会社) を含むVATグループの場合は、仮にグルーピングしなければ仕入税額控除が制限され納付されるはずであったVATがグルーピングにより消失するので、税収効果はマイナスとなる¹⁵⁾。一方、企業グループにとっては税の累積化に伴うVATコスト負担が軽減され、キャッシュフローに対するプラスの効果をもたらす¹⁶⁾。

VATの観点からの国際競争力の向上には、VATの累積化を抑制することが重要であるとされる¹⁷⁾。グループ内でアウトソーシングする場合にVATグルーピングを利用すると、VATの累積化が軽減され、企業内部での自家供給 (self-supply) を選択した場合と同様の税効果が期待できる。国外の低コスト地域へのアウトソーシングやオフショアリングよりも実行しやすいため¹⁸⁾、保険会社が国内で付随事業を分社化する誘因になりうる。よって、VATグルーピング制度は、保険・金融サービス業を国内に維持または誘致するために重要な仕組みのひとつとされる¹⁹⁾。さらに、最近のECJ判決がコストシェアリング非課税制度の適用対象から保険・金融サービスを外したのに対し、VATグルーピング制度は制限していないため、保険・金融業界でのVATグルーピング制度の重要性が増していることが指摘されている²⁰⁾。

VATグルーピング制度の国内法への導入は、強制ではなく加盟国の選択である。VAT指令では制度の大枠を定め、詳細については租税回避防止措置を含めて加盟国にゆだねられている。そのため、各国の制度にバラツキが生じ、事業者および課税当局の双方に不確実性をもたらす

12) Communication from the Commission to the Council and the European Parliament on the VAT group option provided for in Article 11 of Council Directive 2006/112/EC on the common system of value added tax, COM(2009)325final, 2 July 2009, at 3.

13) Id., at 4-5.

14) Id., at 11.

15) Id.

16) VAT Expert Group, *supra* note 5, at 3-5.

17) Id.

18) Id.

19) Id.

20) Id.

結果となる²¹⁾。また、制度設計次第で特定の課税事業者に有利に働くため財政中立性（fiscal neutrality）²²⁾を損なう可能性があり、特定の加盟国が企業誘致のためにこの制度を用いることで加盟国間の租税競争の原因となりうることも指摘されている²³⁾。そこで欧州委員会は、規定の統一適用をさらに確実なものにするため、2009年にガイドライン（以下「2009年ガイドライン」という）を公表した²⁴⁾。

2.3 「財政的、経済的かつ組織的結びつき」

VAT指令では、VATグルーピングの適用要件である「財政的、経済的かつ組織的結びつき」は、3つの「結びつき」の重畳適用によって、経済的意義を欠く見せかけの（artificial）仕組みを排除し、VATグルーピング制度の濫用を防ぐ役割を担っている²⁵⁾。VAT指令にはそれぞれの「結びつき」についての定義規定はなく、2009年ガイドラインで次のようにそれぞれの内容を説明している。「財政的結びつき」は、資本参加割合・議決権割合（50%超）またはフランチャイズ契約によって定義され、一方の企業が他方を実際に支配していることを保証する。「経済的結びつき」は、経済的協力状態にあることを示す。すなわち、グループのメンバーの主たる活動が同質のものである場合、そのグループのメンバーの活動が補完的または相互依存的なものである場合、またはグループのメンバーが全体としてもしくは実質的に他のメンバーの便益になる活動を行っている場合のいずれかをいう。「組織的結びつき」は、共同経営の仕組みが存在していることをいう。

欧州委員会は、「結びつき」要件が必ずしも統一的に適用されていないことから、2017年にVAT委員会とその問題についての議論を始め、VEG（VAT Expert Group、VAT問題についての欧州委員会の諮問機関）に諮問した²⁶⁾。2018年3月に公表されたVEGのディスカッションペーパーでは²⁷⁾、3つの「結びつき」は、経済的かつ組織的実体をみたくうえで特別な状況や事実を考慮に入れる「全体的アプローチ（holistic approach）」に基づいて柔軟に適用すべきと

21) 制度のバラツキは、VAT指令11条（1）の規定が不明確であることだけではなく、11条（2）の租税回避防止措置の採用が加盟国の裁量によることにも基因するとされる（Caroline Heber, VAT Grouping-A Comment, in CJEU—Recent Developments in Value Added Tax 2016, at 158）。

22) 西山教授によれば、“fiscal neutrality”について、「事業者の意思決定が阻害されることなく『公平な税額転嫁』及び『完全な仕入税額控除』が実現されることをいい、『事業者の意思決定の中立性』と理解」できるとされる（西山・前掲注2）307頁）。

23) *Supra* note 12, at 2.

24) *Id.*, at 3.

25) *Id.*, at 8-9.

26) Value Added Committee Working Paper No. 944 taxud.c.1(2018)1694334, at 2.

27) VEGのペーパーはVEGのメンバーとして任命された専門家の見解であって、欧州委員会の立場として捉えられるべきものではないが、今後の検討のたたき台になるものである。

する²⁸⁾。なお、これらの「結びつき」は、同時に存在することが必要であるが、経済的実体を反映する状況や事実によってウェイトの強弱をつけることができるとされる²⁹⁾。

2.4 適用対象業種・適用対象者

欧州委員会は、VATグルーピング制度の適用業種について、VAT指令11条の文言、財政中立性の原則および国家補助の観点から、原則として制度を導入している加盟国内で経済活動を行うすべての業種に適用される、という立場をとる³⁰⁾。ただし、適用業種の制限は、濫用防止のために必要である場合にその目的達成のために必要な範囲に限り正当化される³¹⁾。スウェーデンやフィンランドでは、その制度の適用を保険および金融サービスに限定している。欧州委員会は、VAT指令11条ではそのような業種制限を認めていないとして、2009年に両国に改善を求めたのち、ECJに付託した³²⁾。しかし、ECJは、欧州委員会の申立てを棄却し、EU法の一般原則およびVAT指令の目的が尊重されるのであれば、脱税または租税回避を防止するために、加盟国は特定の業種にその適用範囲を制限できると判断した³³⁾。

制度の適用対象者については、規定の「persons」の文言からは課税事業者に制限されるのが明らかではない。欧州委員会の見解では、VATグルーピング制度の適用によって課税事業者の概念に影響を与えないことが重要であるため、VATグループのメンバーはそれぞれが課税事業者でなければならないとする。欧州委員会は2009年の加盟国への改善要求時に、課税対象外事業者 (non-taxable person) にもVATグループへの参加を認めている加盟国に対して改善を求めたのちECJに付託したが、VAT指令11条の文言からは課税対象外事業者を含むのかは明らかではなく、欧州委員会はそのことを立証できていないとして棄却されている³⁴⁾。VEGも、課税対象外事業者が全体的アプローチによって3つの結びつきを充足できること、および法的形態の中立性から、課税対象外事業者を適用対象者に含めるべきだとする見解を示している³⁵⁾。

28) *Supra* note 5, at 10. VEGの報告によれば、このアプローチはVATグルーピングを導入している16カ国のうち10カ国で採用されている。

29) *Id.*

30) *Supra* note 12, at 9.

31) *Id.*

32) Press release European Commission, VAT: The Commission tackles 8 Member States over the application of the VAT grouping rules, IP/09/1768, 20 Nov. 2009.

33) C-65/11, C-74/11, C-85/11, C-86/11, C-95/11, C-109/11. *See* VAT Expert Group, *supra* note 9, at 35.

34) *Id.* スウェーデンとフィンランドのほかに、アイルランド、オランダ、スペイン、英国、デンマークおよびチェコの6カ国も課税対象外事業者を制度の適用対象者に含めていたため、同様に改善を求められていた。

35) *Supra* note 5, at 10.

2.5 地理的適用範囲

VAT指令11条の「当該加盟国内で設立された者」の文言は、VATグルーピング制度の地理的適用範囲を画する。本支店が国境を跨いで存在する場合、加盟国の解釈は、次の二つのアプローチに分かれている³⁶⁾。一つは、本店または支店がその加盟国内のVATグループのメンバーである場合には、国外の本店または支店もそのVATグループのメンバーであるとみなすという広義の解釈であり、英国やオランダで採用されているものである。もう一つは、国外の支店または本店はVATグループのメンバーとなることはできないという狭義の解釈であり、ベルギー、スウェーデン、ドイツで採用されている。

このような各国の地理的適用範囲の解釈の違いは、二重課税または非課税を生じさせる可能性がある³⁷⁾。欧州委員会は、2009年ガイドラインにおいて狭義の解釈を採用することを明らかにしている。すなわち、「当該加盟国内で設立された者」は、VATグルーピング制度を導入している加盟国内に経済活動の所在地（seat）を持つ企業（business）を含み、国外に所在するその固定的施設を含まず、その制度を導入している加盟国内に所在する外国企業の固定的施設は含まれるものとする。このように加盟国内に物理的に存在していること（physically present）で判断する理由として、次のことが挙げられている³⁸⁾。VATグルーピング制度は一方の加盟国の選択によるものであり、他方の加盟国の財政主権が侵害される可能性があるため、VATグルーピング制度を導入している加盟国の物理的テリトリーを越えて拡張する効果を有するべきではないこと、さらに、双方の加盟国がVATグルーピング制度を導入した場合、国外に所在する固定的施設が双方の加盟国でVATグループの一部を構成することになると、共通VATシステムの基本原則に矛盾し、かつ国家行政レベルで管理できないため規制上問題となること、による。

制度の地理的適用範囲の解釈は、EC条約上の開業の自由の原則に反しないものでなければならぬ。2009年ガイドラインの解釈に立つと、VATグルーピング制度を導入している加盟国に所在する外国企業の固定的施設は、当該加盟国内の企業に提供されるのと同様の課税便益が受けることができるため、EC条約に沿ったものと理解されている³⁹⁾。

2.6 本支店間内部取引

ここでは、国境を跨ぐ本支店間内部取引でVATグルーピングの適用のないもののVATの取扱いについて、ECJ判決（FCE Bank事件、C-210/04）を踏まえて整理をしておく。EUの

36) *Supra* note 9, at 13.

37) Kesteren, Merckx and Sternberg, Dutch/German Cross-Borer VAT Grouping, EC Tax Review 2013/4 at 187.

38) *Supra* note 12, at 7.

39) *Id.*

VAT制度では、本支店は一つの課税事業者と捉えるため、原則として本支店間の内部取引は認識されず、私法上の権利義務主体と一致する。

2.6.1 事実

FCE Bankは英国で設立された会社であり、そのイタリアの支店 (subordinate entity) であるFCE ITはVAT非課税となる金融サービスの提供を行っている。FCE ITは、FCE Bankからコンサルタントやマネージメントなどのサービスの提供を受けていた。FCE ITは、自らが発行したインヴォイスに基づき1996年から1999年の当該サービスの提供にかかるVATを納付した後、同一の法人格であることを理由に同額の還付を求めたが、課税庁およびイタリアの下級裁判所はこれを認めなかった。そのため、イタリア破棄院 (Corte di Cassazione) は、VATの適用上他国で設立された会社の支店は独立した者とみなされ、本店が行ったサービスの提供につき当然にVATの義務を負うのか、などについての先決裁定を求めて、ECJに付託した。

2.6.2 ECJの判断

ECJの判断の概要は次のとおりである。サービスの提供は、サービスの提供者と受領者の間に双方向の履行 (reciprocal performance) の法的関係が存在する場合にのみ、VATが課税される (パラ34)。非居住者である会社とその支店との間のサービスの提供に関して、VAT適用上の法的関係の存在は、FCE ITが独立して経済活動を行っているのかで判断する。その際に、FCE ITのような支店が独立した銀行とみなされるのか、特にその事業から生じる経済的リスクを負担しているのかを決定する必要がある (パラ35)。支店としてのFCE ITは基礎資本 (endowment capital) を有しておらず、その経済活動に関連するリスクは全てFCE Bankが負うことから、FCE ITはFCE Bankに従属しており、FCE Bankと共に単体の課税事業者を構成することになる (パラ37)。よって、固定的施設のうち、他の加盟国で設立された会社に属し、当該会社と別個の法人ではなく、かつ当該会社からサービスの提供を受けるものは、当該提供につき配賦された費用を理由に課税事業者とはみなされない、と判断した。

FCE Bank事件の結論として、国境を跨ぐ場合の本支店間内部取引は、基本的には、VATの適用上認識されないことになる。ただし、VATグルーピングが関係する場合には、次節にみるSAC事件のように別の判断が働く。

2.7 国境を跨ぐ本支店間内部取引とVATグループ

SAC事件 (C-7/13) は、欧州委員会が2009年ガイドラインで言及しているVATグルーピング制度の地理的適用範囲を問うものである⁴⁰⁾。

40) この事件がVATグルーピングの濫用事例である可能性を指摘するものとして、R. Abdoelkariem & F. Prinsen, *The Interaction between Head Office, Branch and VAT Grouping: New Challenges Ahead for the European Union*, 26 *Intl. VAT Monitor* 4 (2015), at 211, O. Courjon, *New Rules for Head Office to*

2.7.1 事実

Skandia America Corporation（以下SACという）は、米国デラウェア州法に基づき設立された会社であり、米国内に経済活動の所在地を有している。SACは、Old Mutual保険グループ（親会社は英国に本拠のあるOld Mutual）に属していた。2007年と2008年、SACは当該グループのITサービス関係のグローバル購入会社であり、第三者から購入したITサービスを、そのスウェーデン支店を含むグループ内の会社や支店に提供していた。スウェーデン支店は、2007年7月以降、スウェーデンの保険会社のVATグループのメンバーとなっていた。当該支店はSACが提供するITサービスを最終生産物であるIT製品に加工し、そのIT製品をVATグループ内外のグループ会社に供給していた。SACとそのスウェーデン支店、当該支店とその他のグループ会社との間で、サービスの提供ごとに5%のマークアップが加えられていた。費用は、内部インヴォイスの発行によってSACとそのスウェーデン支店の間で配賦されていた。

2.7.2 争点

ECJに判断が求められた内容は、第三国にある会社の本店から加盟国内の支店へのサービスの提供は、その支店がその加盟国内のVATグループに属している場合には課税取引となるのか、また、サービスの提供が課税取引となる場合に、そのVATグループにはサービスの購入者としてVAT支払義務が生じるのか、である。

2.7.3 判断

ECJの判断は次のとおりである。ECJは、FCE Bank事件での判断を引用して、Skandia SverigeはSACの支店であり、独立して事業を行っておらず、その活動から生じる経済的リスクを自ら負担していない。加えて、それ自体の資本はなく、その資産はSACに属しているため、Skandia SverigeはSACに従属しており、VAT指令9条でいうところの課税事業者として分類することはできない、と判断した（パラ26）。しかし、Skandia Sverigeは、VAT指令11条に基づくVATグループのメンバーであり、他のメンバーと共に単体の課税事業者を形成している（パラ28）。この場合、第三者によるVATグループのメンバーへのサービスの提供は、VATの適用上、当該メンバーになされたのではなく、当該メンバーが属しているVATグループになされたものとみなす（パラ29）。第三国にある会社から加盟国内のVATグループに属するその支店へ対価を伴って提供されたサービスは、VATの観点からのみ、VATグループに提供されたものとみなされ、かつその会社およびその支店は単体の課税事業者とならないので、そのサービスの提供は課税取引を構成すると結論づけた（パラ31）。

第二の質問について、VAT指令196条は、課税対象となるサービスの提供をした課税事業者がVATを支払うという一般規定（193条）の例外であり、そのサービスが加盟国以外で設立さ

∩ Branch Scenarios - Comments on the Skandia Case, 26 Intl. VAT Monitor 1 (2015), at 24. それらを紹介したものとして、小川廣明「VAT/GSTの課題：本支店間取引及び移転価格調整の取扱い」租税研究803号（2016）213頁以下。

れた課税事業者によって提供される場合には、そのサービスの提供を受けた課税事業者がVATを支払うというものである(パラ34)。ECJは、そのVATグループには、そのサービスの購入者として、VAT指令196条にいう例外(リバースチャージ)にしたがって、VATの支払義務があると判断した(パラ37)。すなわち、第三国の会社の本店が加盟国にあるその会社の支店に対価を得てサービスを提供し、かつその支店がその加盟国内のVATグループに属している場合には、そのVATグループはそのサービスの購入者としてVATの支払義務がある、とした(パラ38)。

2.8 SAC事件の射程

VATグルーピング制度は、その導入および具体的内容について加盟国の裁量が認められているため、制度の統一適用化が求められている。SAC事件の判断が及ぶ本支店間取引について、VAT委員会で「大多数の合意」(28加盟国中19~23加盟国の合意)に至った内容は以下のとおりである⁴¹⁾。

- ① 別々の加盟国内に本店と支店を有する法人の場合には、VATグルーピング制度を導入している加盟国内に物理的に存在する本店または支店のみが、VAT指令11条の適用上、「当該加盟国内で設立された」とみなされ、その国のVATグループに参加することができる。第三国または他の加盟国に本店(または支店)を有する会社の支店(または本店)が、本店(または支店)と独立して、その支店(または本店)が設立された加盟国のVATグループのメンバーになることができる。
- ② VAT指令11条に基づきVATグループに参加することによって、本店または支店は、その属する法人と関係なく、VATの適用上、新しい課税事業者(VATグループ)の一部となる。VATグループが単体の課税事業者として取扱われるため、VATグループのメンバーが、そのグループの内外で、VATの適用上個々の課税事業者として事業を行うことはできない。
- ③ 「本店から支店へ」、「支店から本店へ」または「支店から支店」へというような同一の法人内での財またはサービスの提供は、その取引に係る一方のみがVATグループのメンバーである場合、または両者が別々のVATグループのメンバーである場合に、VAT指令2条(1)の条件⁴²⁾を満たすときは、VATの適用上課税取引となる。この場合、その財またはサービスが、第三国から加盟国へ、加盟国から第三国へ、あるいは二つの加盟国間で提供されるのかは問わない。
- ④ 加盟国がVATグループ制度を導入しているか否かに関らず、当該加盟国で設立された法人の本店または支店と、同じ法人の他の支店または本店を含む他の加盟国内のVATグループとの間の財またはサービスの提供は、VAT指令2条(1)の条件を満たすときは、VATの適用上課税取引となる。

VAT委員会は、VAT指令の統一適用を促進するために加盟国の代表から構成される組織であり、VAT指令を適用する際の指針を提供する。ただし、このVAT委員会の指針は、EU法

41) Guidelines resulting from the 105th meeting of 26 October 2015, Document A-taxud.c.1(2016)7465801-886, at 207-208. 2015年段階のVEGの整理によれば、①EU域外の本店または支店を含む取引、②狭義の地理的適用範囲を採用する加盟国のVATグループ、③濫用防止規定を導入していないVATグループの加盟国、④外部から購入されたサービスを含む取引である場合に、SAC判決の適用を制限すべきとし、本支店間取引は原則VATの対象外とするFCE Bank事件の判断の適用を推奨している。VAT Expert Group, *supra* note 9, at 23.

42) 課税事業者が加盟国内で対価を得て行う財またはサービスの提供であること。④において同じ。

の公的解釈ではなく、法的拘束力を有するものではない。指針によると、本支店間取引はその当事者の一方がVATグループに参加しない限りはVAT適用上認識されないが、国境を跨ぐ本支店間取引の場合に法人の本店または支店の一方がその所在地国のVATグループに参加することによって、単一の法人がVAT適用上別々に扱われ、本支店間取引を認識することになる。この指針の内容は、国境を跨ぐ局面での本支店間取引においては、そのVATグループの作用がVATグループの所在する加盟国内にとどまらず、その取引に関係する国は国外のVATグループまでも課税上考慮する必要があることを示している。この点に関して、国外のVATグループをいかに把握するのか、どの程度自国の課税権が制限されるのか、などの新たな問題が指摘されている⁴³⁾。また、VATグルーピング制度は選択規定であるがゆえに加盟国間での適用関係に違いが生じ、グローバルに活動する保険会社グループのビジネスモデルに少なからず影響を与えることになる⁴⁴⁾。

3. コストシェアリング非課税制度

3.1 内容

コストシェアリング非課税制度は、非課税活動を行う課税事業者または課税対象外事業者がその独立したグループから当該活動に直接必要なサービスの提供を受け、かつそのグループがそのサービスの提供つき正確な費用をメンバーに請求するのみで利益を生じない場合に、そのサービスの提供を非課税とするものであり、その非課税が競争上のゆがみを生じさせない場合に限り適用される。

【VAT指令132条（1）】

加盟国は、次に掲げる取引に課税しないものとする。

（略）

- (f) 非課税活動を行う者により構成される独立したグループまたは課税対象外事業者により構成される独立したグループによるサービスの提供で、当該活動を行うに際して直接必要なサービスをそのグループのメンバーに提供することを目的にしているもの。ただし、そのグループはそのメンバーから共通費用の負担分を正確に回収するのみであって、その非課税が競争上の歪みを生じさせないものに限る。

VATグルーピング制度が分社化を積極的に進める大企業に適しているのに対して、コスト

43) Sebastian Pfeiffer, VAT Grouping—Consequences of Nigl and Follow-up on Skandia America, *in* CJEU—Recent Developments in Value Added Tax 2016, *supra* note 21, at 153, 155.

44) PWCが2006年に欧州委員会の依頼を受けて作成した金融・保険サービス非課税の経済効果に関する報告書（Study to Increase the Understanding of the Economic Effects of the VAT Exemption for Financial and Insurance Services）では、VATグルーピング制度は、その制度の導入の有無が金融サービス機能の設置場所の決定に影響を与えるものであること、および脱税・租税回避を排除する効果も期待できることから、VATグルーピング制度の強制適用化を最優先課題に位置づけている。

シェアリング非課税制度は中小企業にも利用しやすい制度である。例えば、中小医療機関が共同してコストシェアリンググループを作り、グループのメンバーがそのグループから活動に必要なITサービスの提供を受けて正確な分担費用を支払う場合に、そのサービスの提供が非課税となる。この制度のメリットは、規模の経済 (economies of scale) を享受でき、アウトソーシングせずに企業内部で調達できる大規模事業者と競争上対等の立場に立つことができる点にある⁴⁵⁾。

ドイツはこの制度の適用範囲を医療部門に限定するのに対して、ルクセンブルクの適用範囲は広く、強制規定でありながら各国の具体的内容に幅がある。この制度に関しては、その指令の中の規定の位置 (第9編「非課税」第2章「公益 (public interest) 活動の非課税」) から適用範囲が公益活動に制限されるのか、国境を跨ぐコストシェアリンググループの設立は可能なのか、という点が問題となっている。ECJは、2017年にコストシェアリング非課税制度の適用範囲が問題となった3件の判決を同時に出している (C-605/15 (Aviva), C-326/15 (DNB Banka)⁴⁶⁾, Case C-616/15 (Commission v. Germany)⁴⁷⁾)。本稿では、そのうち保険会社に関係するAviva事件 (C-605/15) を中心にみていく。この事件は、3件の判決内容および法務官の意見書から一連の事件の中で本稿の問題意識に最も近いものである。

3.2 Aviva事件

3.2.1 事実

Avivaはポーランドの生命保険会社であり、欧州で保険・年金保護サービス事業を行うAvivaグループに属している。そのグループの主な業務は、長期貯蓄プラン、資金運用および保険である。Avivaグループは複数の加盟国に共同サービスセンターを設置することを計画した。それらのセンターは、Avivaグループのメンバーが保険業務を行うために直接必要なサービス (人材サービス、財務会計サービス、ITサービス、管理サービス、カスタマーサービスや新商品の開発に関係するサービス) を提供する。Avivaは、収益活動が禁止されている欧州経済利益団体 (European Economic Interest Grouping, 以下EEIGという) を設立して活動を行うことにした。EEIGのメンバーは、Avivaグループに属する会社であり、保険分野で経済活動を行っている。そのメンバーの多くは非課税または課税対象外の活動を行っており、

45) Value Added Tax Committee, taxud.c.1(2015)2162037—Working paper No 856, at 3.

46) DNB Banka事件は、金融サービスを提供するラトヴィアで設立された信用機関が同じ企業グループに属する法人から受けた金融サービスが132条 (1) (f) の非課税となるのかという争点に関するものであり、Aviva事件と同様の判断に基づき、保険・金融サービスはその非課税に該当しないとされた。

47) この事件では、ドイツがコストシェアリング非課税の対象を医療分野に限定していたところ、ECJはAviva事件と同様の考慮に基づき、132条 (1) (f) で規定する非課税は保険・金融サービスの提供には適用されないとしたうえで、ドイツは非課税の対象を限定された職業 (profession) を行うグループに制限しており、VAT指令の132条 (1) (f) の義務を果たしていないと判断した (パラ43, 70)。

Avivaを含めた数社は課税対象となる活動もしている。Avivaは、EEIGの活動がコストシェアリング非課税制度の適用によりVAT非課税となることの確認を課税庁に求めたが、課税庁はその適用を認めなかった。第一審裁判所はAvivaの主張を認め、課税庁は控訴した。最高行政裁判所は、競争上の歪みを規制する基準または手続きを規定していないコストシェアリング制度に関する国内法上の規定は、VAT指令132条(1)(f)に矛盾しないかについての先決裁定を求めてECJに付託した。

3.2.2 判断

VAT指令132条(1)(f)は、VAT指令の第9編第2章「一定の公益活動に関する非課税」で規定されていることから、当該規定でいう非課税の適用は公益活動を行うメンバーにより構成される独立グループに限定される(パラ25)。すなわち、当該非課税は、第3章「その他の活動に関する非課税」に含まれる非課税取引とは区別されており、保険・再保険取引は第3章に位置する135条(1)(a)で非課税とされるため、保険・再保険分野で活動するメンバーにより構成される独立グループが提供するサービスは132条(1)(f)の非課税とならない、と判断した(パラ26-27)。

また、132条に共通する目的はVAT負担によるコスト増加を回避することによって一定のサービスおよび財の提供を促進することであり、そのために一定の公益活動を非課税としていることから、132条(1)(f)の非課税は、独立グループによるサービスの提供で132条の公益活動に直接貢献するものに限られるとした(パラ28-29)。132条の非課税は、VATの一般原則の例外であるので厳格に解釈すべきあり、132条の公益活動に直接貢献せずに、135条のその他の非課税活動に貢献するサービスの提供は、132条(1)(f)で規定される非課税とはならない(パラ30-31)。よって、公益活動ではない保険分野の経済活動を行うメンバーから構成される独立グループによるサービスの提供は、132条(1)(f)でいう非課税に該当しない、と判断した(パラ32)。

3.2.3 法務官の意見

この事件に関するKokott法務官の意見は、135条の保険・金融サービスの非課税との関係、法律の成立過程を踏まえたコストシェアリング非課税規定の適用範囲の確認、および裁判所の判断では示されなかった国境を跨ぐグループの場合の非課税の適用の可否について触れており、本稿の問題意識との関係で示唆に富むものである。コストシェアリング非課税制度の適用範囲に関する一連の事件、C-605/15 (Aviva), C-326/15 (DNB Banka), Case C-616/15 (Commission v. Germany)のうち、前者二つはKokott法務官が担当したものである⁴⁸⁾。

48) 最後のケースはWathelet法務官の担当であり、コストシェアリング非課税制度の適用範囲は公益活動に制限されないとする意見であったが、裁判所はそれに従わなかった。一連の事件での判断は、Kokott法務官の意見に沿ったものといえるが、結論およびその理由付けには批判も多い(See, R.A. Wolf, *The End of Cost Sharing as We Know It?*, 28 Intl. VAT Monitor 3 (2017), at 206)。

(1) 適用対象業種の制限

Kokott法務官は、132条(1)(f)の非課税の適用範囲について、その規定の文言からは明らかではないものの、非課税の目的から判断できるとしたうえで、その規定の目的は、例えば、自家供給できる規模ではないためサービスを外部購入している企業が、自家供給できる大規模企業と比べて競争上不利にならないことにあるとする(パラ19-20)。グループから共同提供されるinputに132条(1)(f)の非課税が適用されると、そのメンバーのoutput段階に適用される非課税は、自家供給する競争相手の付加価値に相当するものになるため、132条(1)(f)は中立性の原則に反することなく、むしろ、お互いの資源を共有する課税事業者にとっての競争上の不利を打ち消す効果があるとする(パラ21)。

法務官のこの目的からの判断は、132条(1)(f)が企業のinput段階での必要性(VATコストの軽減)に基づく非課税であることを明らかにする。一方で、135条は企業のoutput段階での理由から保険・金融サービスを非課税にするものである。法務官は、保険サービスについては消費者負担の保険税が別途課せられていることから、output段階で二種類の税が課せられないようにVATが非課税となっているのであり、EEIGがAvivaに提供するinputサービスに対して非課税をさらに適用する必要はないとする(パラ23)。また、銀行サービスについてはその主たる目的が課税対象額および仕入税額控除額の算定上の困難を軽減することにあるが、EEIGがAvivaに提供するサービスでその非課税活動に関連するものは仕入税額控除の資格がないため、その目的もinputに係る非課税とは無関係であるとする(パラ24)。

Kokott法務官の結論として、132条の非課税は社会福祉・医療・教育などの公益に資するサービスの消費者がVATを負担することのないようにするためのものであり、132条(1)(f)のVAT指令内の位置およびその目的を考慮すると、その規定は厳格に解釈されなければならないはず保険会社のグループには適用されないことになる(パラ26-29, 35)。

(2) 国境を跨ぐグループ

VAT指令132条(1)(f)の規定には、国境を跨ぐ場合を制限する文言は見当たらない。しかし、Kokott法務官は、規定の沿革およびその規定のVAT指令内の位置から国境を跨ぐ場合には適用されないとする。VAT指令132条(1)(f)の前身である第6次指令13条のタイトルは「国内の非課税」となっていることから、国内で設立されたグループおよびグループのメンバーによるサービスの提供にのみ適用されると推認する(パラ41-43)。さらに、VAT指令第9編では、その第4章から8章および第10章が国境を跨ぐ取引に適用される特別な非課税を規定していることから、(第2章で規定される)132条(1)(f)による非課税は国境を跨ぐグループには適用されないことを示しているとする(パラ44-45)。

さらに、法務官はVAT指令11条との整合性から判断する。法務官によると、11条は国境を跨ぐサービスには適用されず、132条(1)(f)は適用されるとすると、国境を跨ぐグループの性質に関して厳格な要件を置かない規定のもとでは非課税となり、より厳格な条件を課す規定

のもとでは非課税とならないことになる（パラ47）。このような矛盾は132条（1）（f）の適用をグループが設立された国内に制限することで解消され、VATグループまたは独立グループの形成によって加盟国の課税管轄が侵害されることがないようにできる（パラ48-49）。

また、グループを広く解釈するとVAT節税スキームにつながるとする。VATのない第三国（例えば米国）でグループを作り、そのグループが外部からサービスを購入した後にそのサービスをメンバーに提供した場合に132条（1）（f）が適用されるとEU全体のVAT収入が減少し、EU域内に限定したとしても仕入税額負担を最小化するためにVAT税率の低い国でグループを作れる、ということ立法者が認めていたとは思えないと指摘する（パラ63-64）。

基本的自由の制限は、公共の利益という重要な理由によってのみ正当化されるのであり、VATグループの効果の地理的制限と同様、サービスを提供する自由の制限は加盟国間の課税権の配分を保つ必要性によって正当化される（パラ58）。

結論として、基本的自由の観点からも、VAT指令132条（1）（f）は、独立グループが同じ加盟国内に所在するメンバーに提供するサービスのみを非課税とするものと厳格に解釈され（パラ65）、地理的適用範囲の制限が及ぶという見解を示した。

3.3 制度をめぐる動き

Aviva事件以前に保険会社へのコストシェアリング非課税制度の適用が問題となったケースとして、2003年のTaksatorringen事件（C-8/01）がある⁴⁹。主な争点は、グループがメンバーに提供する自動車損害査定サービスが保険取引に含まれるのかであり、ECJは、第6次指令13条A（1）（f）（現VAT指令132条（1）（f））の適用が公益活動に関するサービスに限定されるのかについては判断しなかった。このTaksatorringen事件判決を受けて、加盟国のなかには保険会社の独立グループによって提供されるサービスをコストシェアリング非課税制度の適用としたことを、ECJはAviva事件の判断のなかで認めている（C-605/15（Aviva）パラ34）。

2008年に保険・金融サービスの取扱いに関するVAT指令の改正提案が出された⁵⁰。この改正提案は、保険・金融サービスの非課税規定を明確化することを主軸とするものであったが、それらのサービスがコストシェアリング非課税制度の適用となることの明文化も提案してい

49) 事件の詳細については、辻美枝「保険取引の消費課税上の問題—ECJ判決の分析から—」『租税の複合法的構成—村井正先生喜寿記念』（清文社・2012）494頁以下。

50) Proposal for a Council Directive amending Directive 2006/112/EC on the common system of value added tax, as regards the treatment of insurance and financial services COM(2007) 747 final, OJ C 55/7 of 28 Feb 2008. この改正提案に関して、辻美枝「EU付加価値税の動向—保険取引を中心に—」関西大学法学論集62巻4・5号（2013）213頁以下、および同「非課税取引（1）—金融取引等」『消費税の研究：日本税務研究センター公益財団法人移行5周年記念号』日税研論集第70号（2017）301-306頁など。

た。しかし、2016年に改正提案が取り下げられたため⁵¹⁾、実現に至っていない⁵²⁾。

2017年の一連のECJの判断として、保険サービスは132条(1)(f)で規定される非課税に該当しないという結論に至っている。この判断を受けて出されたVEGの文書では、保険・金融サービスへの影響を考慮して、EUレベルで対応可能な選択肢として次の4つが示されている⁵³⁾。①何もしない、②ソフトローであるガイドラインを作成する、③狭義のアプローチ(保険・金融業界に適用可能なコストシェアリングを作る)による法律提案をする、④広義のアプローチ(保険・金融業界に関わるVAT規定を見直す)による法律提案をする。①と②は根本的な問題解決につながらないが、VEGの評価では、③と④はECJ判決後の流れに乗った実際的なものであり、そのうち③は短期的な解決方法であり、④は2007年改正提案の議論を活かすことができる抜本的な解決方法で中長期的な取組みとして評価している。

課税実務上、保険サービスについてもコストシェアリング非課税制度が適用されていたこと、2007年VAT指令改正案ではコストシェアリング制度の保険・金融サービスへの適用の明文化が提案されていたことから、コストシェアリング非課税制度は、保険会社にとっては実際的で有用な制度であるといえよう。2016年4月7日に欧州委員会は、短期的・中期的にEUのVAT制度を現代化するためのAction Plan on VAT⁵⁴⁾を公表し、2017年10月4日に改正提案を新たに出した⁵⁵⁾。その議論の過程で、コストシェアリングに関して137a条に現行の132条(1)(f)の規定の文言をほぼそのまま踏襲したうえで選択制とし、あわせて地理的制限規定を追加する内容の改正案も俎上に載ったが、未決のままとなっている⁵⁶⁾。この提案は非課税の選択制への変更と地理的制限の追加のみでなく、VAT指令の中の条文の位置にも着目すべきである。つまり、第9編第3章に挿入する提案であり、保険サービス等公益活動以外への適用範囲の拡大を意図したものと推察でき、2007年の改正提案の系譜に属するともいえよう。

51) Office Journal of the European Union, 30 April 2016, 2016/C 155/4. 取り下げの理由は明らかではないが、政治的に微妙な問題によるとされている (See VAT Expert Group, 26 Feb 2018, taxud.c.1(2018)1016383, VEG NO 075, Implications of the CJEU judgments on cost-sharing for the financial and insurance sectors, at 5)。

52) ドイツでは、2010年にその改正提案に沿った国内法の改正を企図していたが、取り下げとなっている (Entwurf eines Jahressteuergesetzes 2010 (JStG 2010), Drucksache 17/2249, § 4 Nr.29 UStG, p25)。See Stefan Maunz, Exemption in VAT Law—Recent Case Law of the CJEU, in CJEU—Recent Developments in Value Added Tax 2017, at 301.

53) VAT Expert Group, *supra* note 52, at 6-8.

54) Communication from the Commission to the European Parliament, the Council and the European Economic and Social Committee on an action plan on VAT—Towards a single EU VAT area—Time to decide (COM(2016) 148).

55) Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE amending Directive 2006/112/EC as regards harmonising and simplifying certain rules in the value added tax system and introducing the definitive system for the taxation of trade between Member States COM/2017/0569 final 2017/0251 (CNS).

56) Doc 10335/18 Fisc 266 ECOFIN 638, at 4-5.

4. 若干の検討

ここまで、保険会社の国境を跨ぐグループ企業間取引への消費課税に着目し、EU域内で問題となったVATグルーピング制度およびコストシェアリング非課税制度に関するECJ判決を中心に整理を行った。両制度ともグループを用いることで税の累積化を軽減するメリットがある一方、脱税や租税回避に利用されるおそれや競争上の歪みが生じる可能性があるため、それらを規定上で規制している点では共通するが、次の点が制度上異なる。①VATグルーピング制度は加盟国の選択適用、コストシェアリング非課税制度は強制適用、②VATグルーピング制度は一定の結びつきのある事業者にのみ適用可能、コストシェアリング非課税制度は非課税取引を行う課税事業者または課税対象外事業者に適用、③VATグループのメンバーは個々の課税事業者としての地位を失うが、コストシェアリンググループのメンバーはその地位に変更はない、④VATグルーピング制度は同一の加盟国内の事業者にのみ利用可能、コストシェアリング非課税制度の地理的適用範囲は不確定、⑤VATグルーピング制度はあらゆる財またはサービスに適用可能、コストシェアリング非課税制度は対象がサービスのみで保険・金融サービスは適用除外。④の地理的制限の点は、多国籍企業によるVATグルーピング制度の利用の妨げになるとの指摘もあり⁵⁷⁾、非課税サービスを行うグループの課税中立性を確保するためには国境を跨ぐ場合にも適用を認めるべきだとの見解もある⁵⁸⁾。コストシェアリング非課税制度については国境を跨ぐ場合の制限はECJでは判断されなかったが、保険・金融サービスへの適用は認められなかったため、実際にその制度を利用している保険会社・金融機関は、ビジネスモデルの再構築を迫られている⁵⁹⁾。

保険取引の非課税により最終消費者への税の適正な転嫁という消費税制の根本機能が作用しないこととなる⁶⁰⁾。税の「完全な」転嫁という観点からみると、VATグルーピング制度およびコストシェアリング非課税制度はあくまでも税の累積化を緩和する効果はあっても完全に取り除くことはできない。保険取引は課税技術上の困難から非課税である、というのが一般的な説明であるが、Aviva事件でのKokott法務官の保険サービスの非課税の理由の違いの説明はそ

57) See VAT Expert Group, *supra* note 51, fn 14.

58) Lejeune, Vermeer and Cornielje, VAT and Cost Sharing in the EU, *in* VAT and Financial Services, *supra* note 4, at 211.

59) Hoeshang Rahigh, The Abolition of the VAT Cost-Sharing Exemption for the Financial Sector: Are There Alternatives Left?, *Derivatives & Financial Instruments*, Vol.20, No.1, 2018.

60) 日本では、実務的には、仕入税額控除ができない消費税相当額が保険料に「隠れた消費税」として含まれ最終消費者に転嫁されている（損害保険協会「平成31年度税制改正に関する要望」8頁）が、このような対応は消費税のあるべき姿ではなく、「仕入税額の完全な控除を求める『中立原則』に反する」と批判されている（西山・前掲注2）317頁）。

れとは異なり興味深い。すなわち、保険サービスの非課税については「保険税」が課されることから⁶¹⁾、最終消費者段階での二種類の課税を避けることを理由にしている⁶²⁾。日本には「保険税」は存在しないためこの理由はあてはまらないが、むしろ保険取引に課税技術上の問題がないのであれば一般原則に戻り課税取引とすべきである。EUの伝統的なVAT制度に対して、Modern VATと称されるニュージーランドやオーストラリアのGST (Goods and Services Tax) 制度では、すべての保険取引を非課税とせず損害保険は課税取引としている⁶³⁾。これらの国の課税方法は、保険取引の非課税範囲を可能な限り縮小しようとするものであり税の累積化の問題が直接的に解消される。この点は、2008年のVAT指令改正提案の議論においても現行の保険取引非課税により生じる問題の解決の一方策として取り上げられていた。

日本においても、現行の保険取引非課税を抜本的に見直す前段階の対応として、税の累積化の問題解決にEUでの課題を踏まえたうえでのVATグルーピング制度とコストシェアリング非課税制度の採用は一考に値する。いずれの制度も事業の一部をアウトソーシングする際のVATコスト負担を軽減でき、それが国外への企業移転の抑制につながれば、日本の国際競争力の向上に資することになる。保険会社の事業の分社化が進む中で、日本もVATグルーピング制度のようなグループ概念を消費税法上に導入することは、日本がすでに法人税法上グループ概念を導入していることから親和的であり、税の累積化の緩和効果および租税中立性の観点からも、現行の消費税制度を前提とした問題解決には有効な制度であると考え⁶⁴⁾。コストシェアリング非課税制度に関して、Aviva事件では、EEIGをコストシェアリンググループとして用いている。EEIGは基本的に利益追求を目的とせずメンバーの活動の補完を目的とし、EEIGの段階で生じた損益に係る課税はEEIGではなくメンバーになされる⁶⁵⁾。現行消費税法のもとでも、任意組合を組成し仕組みを整えることで、それに近い効果が得られる可能性がある(消費税法基本通達1-3-1)。

保険の非課税取引が整理されることになれば、VATグルーピング制度・コストシェアリング非課税制度のような税の累積化の緩和策の必要性は相対的に薄まり、結果的にそれらの制度

61) EUでは、B2B間の金融取引(保険取引は対象外)については、金融取引税(Financial Transaction Tax)の導入に向けて動いている(西山・前掲注2) 299-305頁、吉村政穂「金融取引税をめぐるEUの議論状況と法的課題」金融調査研究会報告書「金融セクターに対する課税のあり方」(2016) 59頁以下ほか。

62) 保険税については、辻美枝「保険税の法的分析—ドイツおよび英国の制度を中心に—」関西大学法学論集64巻6号(2015) 23頁以下。

63) 辻美枝「保険取引への消費課税—ニュージーランドの制度との比較から—」税法学565号(2011) 149頁以下。

64) 損害保険協会は「平成31年度税制改正に関する要望」のなかで、税の累積化から生じる問題の解決策として、VATグルーピング制度と同様の制度の導入を求めている(<http://www.sonpo.or.jp/news/file/01368.pdf>。最終閲覧日: 2019年1月7日)。

65) 「EU会社法—概要と最近の動向」ユーロトレンド2004.7. Council Regulation (EEC) No 2137/85 of 25 July 1985 on the European Economic Interest Grouping (EEIG), Art. 3 and 40.

がもたらす課税問題も減ることになる⁶⁶⁾。現行の「保険取引＝非課税」を前提とせず、中・長期的観点から保険取引の消費課税上の取扱いを再検討すべきであろう⁶⁷⁾。

5. むすびにかえて

2015年にOECDからInternational VAT/GST Guidelinesが公表された（2017年改訂）⁶⁸⁾。これは、国境を跨ぐサービスや無形資産取引に焦点をあて、それらへVATを適用する際の国際間の不一致に基因する二重課税や二重非課税に対処するためのものである。そこでは、保険について具体的に触れられていないものの、保険に関連するサービスも関係する⁶⁹⁾。日本でも、このOECDのガイドラインに沿った改正を行い、B2B間の電気通信利用役務の提供についてリバースチャージが導入されたことから国家間の情報交換が益々重要となっている。EUでは、国境を跨ぐVATの不正防止を向上させる目的から、加盟国間の行政当局で相互に協力関係を強化するための規制に関する改正を進めている⁷⁰⁾。国境を跨ぐ取引においては、VAT制度の共通化を進めているEU域内でさえ取引相手国での課税状況を踏まえなければ適正な課税はできない。消費課税の国際的側面では、一国のみの対応では問題は解消されず、国家間の協調が不可欠となっている。

EUでのVATをめぐる議論は、伝統的VATからModern VATを経て、Post-Modern VATへと進んでいる。すなわち、Modern VAT制度の良い点を伝統的なVAT制度へ取り入れ、制度を改善していこうというものである⁷¹⁾。日本においても保険会社の国際的事業展開に対応した制度への再構築が求められている。

（本研究は科研費（課題番号15K03131）の助成を受けた成果の一部である。）

66) VAT Expert Group, *supra* note9, at 26.

67) この点に関して、辻・前掲注51) 213頁以下。See Sebastian, *supra* note 43, at 154.

68) このOECDガイドラインに関する研究として、小川廣明「OECD VAT ガイドラインの課題等—一本支店間取引を中心に—」税大論叢87号（2016）481頁以下。

69) OECDガイドラインAnnex IIで示されているリチャージ法の事例はSAC事件に類似する事例であり、BEPS行動1（Addressing the Tax Challenges of the Digital Economy Action 1: 2015 Final Report）でもSAC事件の取引事実に符合する事例が扱われている（パラ203）。また、SAC事件でECJがこのガイドラインの影響を受けているとの指摘もある（See O. Courjon, New Rules for Head Office to Branch Scenarios – Comments on the Skandia Case, 26 Intl. VAT Monitor 1 (2015), at 24）。

70) Press Release Council of the EU, VAT fraud: Agreement on measures to boost administrative cooperation, 377/18, 22 June 2018.

71) See Rita De La Feria and Richard Krever, Ending VAT Exemptions: Towards A Post-Modern VAT, 2013, Oxford University Centre for Business Taxation, WP 12/28. この論文を紹介したものとして、飯守一文「EU VATを巡る諸課題—Rate SAstructureとExemptions」租税研究825号（2018）322頁以下。